

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金及び昭島市住民税非課税世帯等子育て支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るため、下記のとおり給付金を支給するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給する。また、1世帯当たり7万円を追加で支給する。 (3万円給付金支給対象者) 基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 (7万円給付金支給対象者) 基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯・令和5年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている方で構成されている世帯に対して、1世帯当たり2万円を支給する。また、1世帯当たり原則8万円を追加で支給する。 (2万円給付金支給対象者) 基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている世帯 (8万円給付金支給対象者) 基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている世帯・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯又は令和5年度住民税均等割が非課税又は均等割りのみ課税されている方で構成されている世帯において、当該支給対象者(世帯主)の世帯員である18歳以下の子ども(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))1人当たり5万円を支給する。 <p>※上記の対象世帯については、例外規定あり。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、支給要件の判定及び支給に関する事務で取り扱う。</p>
③システムの名称	1. 重点支援給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項及び別表の135の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	保健福祉部福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部福祉総務課 電話番号042-544-5111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインにより示された留意事項等を遵守するとともに、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介在する局面ごとに職員を含む二重確認を行い人為的ミスを防ぐ。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報に対する事務従事者の理解とその取扱いの徹底に対する適切な監督を行っている。(事務取扱者への研修、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修、事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修)	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るた	1. エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るた	事前	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2023/6/1	2023/12/1	事前	
令和6年1月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/6/1	2023/12/1	事前	
令和6年5月13日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価	事後	
令和6年5月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利	昭島市は、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人	昭島市は、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金及び昭島市住民税非課税世帯等子育て	事後	
令和6年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等の支給に関する事務	事後	
令和6年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	1. エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るた	1. エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が多大な低所得世帯の負担軽減を図るた	事後	
令和6年5月13日			※上記の対象世帯については、例外規定あり。		
令和6年5月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金情報ファイル	住民税非課税世帯等生活支援特別給付金等情報ファイル	事後	
令和6年5月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2023/12/1	2024/3/26	事後	
令和6年5月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/12/1	2024/3/26	事後	
令和8年3月16日	I-3-③ 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和3年内閣府、総務省告示第1号) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項及び別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 	事後	
令和8年3月16日	I-4-② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠) ・番号法別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和3年内閣府、総務省告示第2号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 	事後	
令和8年3月16日	IV-8 大規模なミスが発生するリスクへの対策は十分か及び判断の根拠		十分である マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインにより示された留意事項等を遵守するとともに、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介在する局面ごとに職員を含む三重	事後	
令和8年3月16日	IV-11 最も優先度が高いと思われる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年3月16日	IV-11 当該対策は十分か判断の根拠		研修計画を策定し、特定個人情報に対する事務従事者の理解とその取扱いの徹底に対する適切な監督を行っている。(事務取扱者への研修、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する	事後	